

別表 1

名 称			○	
位 置			○	
面 積			○	
区域の整備、開発及び保全方針	地区計画の目標		○	
	土地利用の方針		○	
	地区施設の整備の方針		○	
	建築物等の整備の方針		○	
	その他当該地域の整備、開発および保全に関する方針		□	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	△	
		公園	△	
		緑地	□	
		広場	□	
		その他公共空地	□	
	建築物に関する事項	建築物等の用途の制限		○
		容積率の最高限度		△
		※容積率の最低限度		×
		※建築面積の最低限度		×
		※建築物等の高さの最低限度		×
		建ぺい率の最高限度		○
		敷地面積の最低限度		○
		壁面の位置の限度		□
		建築物等の高さの最高限度		○
		建築物の階数の最高限度		□
建築物の形態、意匠の最高限度 (日影規制・北側斜線)		□		
垣、柵の構造の制限		□		
土地の利用に関する事項	樹林地、草地等の保全		□	

■ 地区計画の策定について

○ 必ず定めるもの
 △ 定めることが望ましいもの
 □ 定めることができるもの
 × 定めることができないもの

■ 地区計画の方針

市街化調整区域の性格を踏まえ、以下の点について必要な目標を定める。

1. 地区計画の目指す地域のビジョン
2. 周辺環境・景観との調和の方針
3. 自然環境の保全
4. コミュニティの維持に関する事項
5. その他

■ 地区整備計画

当該地区計画の方針に即して、地域の特性にふさわしい良好な都市環境の維持形成を図るため、地区施設の配置及び規模、建築物等に関する事項並びに土地の利用に関する事項について、当該地区計画の目的を達成するための必要な事項を定める。

■ 土地の利用に関する事項

農用地・森林に関する事項は定めない。